

# 平成28年度栃木県内における高齢者虐待の状況について

平成29年10月13日  
栃木県保健福祉部高齢対策課

## 1 趣旨

平成28年度中、県及び県内市町において把握された「養介護施設従事者等による高齢者虐待」及び「養護者による高齢者虐待」の状況を公表するもの。

(※「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の状況については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（H18.4.1施行）」第25条により公表が義務付けられている。)

## 2 調査内容

- (1) 対象 65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例
- (2) 対象期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (3) 調査項目 通報件数、被虐待者の状況、虐待の種別、虐待者の状況など

## 3 調査結果

### (1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談・通報受理件数	3件	10件	10件	15件	19件
虐待を受けたと判断された件数	1件	2件	2件	2件	3件
被虐待者数	1人	2人	3人	5人	3人

### (2) 養護者による高齢者虐待

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談・通報受理件数	268件	291件	344件	337件	315件
虐待を受けたと判断された件数	177件	174件	189件	200件	195件
被虐待者数	187人	179人	193人	202人	202人

#### 〈被虐待者の状況〉

- ① 性別 … 女性が73%、男性が27%となっている。
- ② 年齢 … 70～79歳の方が31%、80～89歳の方が46%となっており、70歳～80歳代が全体の77%を占めている。
- ③ 認知症の有無 … 認知症ありの方が66%、認知症なしの方が32%、不明の方が2%となっている。  
(介護保険認定済みの方のみ)
- ④ 要介護度 … 介護保険の認定を受けている方が66%となっている。

#### 〈虐待の種別〉

「身体的虐待」が46%で最も多く、次いで「心理的虐待」が29%、「介護・世話の放棄・放任」

が14%、「経済的虐待」が11%となっている。

#### 〈被虐待者と虐待者との関係〉

「息子」による虐待が47%で最も多く、次いで「娘」が18%、「夫」が16%となっている。

#### 〈相談・通報者の種別〉

「介護保険事業所職員等」が32%で最も多く、次いで「家族・親族」が14%、「警察」が12%となっている。

#### 〈被虐待者と虐待者との同居・別居の状況〉

同居が90%となっている。

#### 〈被虐待者の世帯構成〉

「未婚の子と同一世帯」が34%で最も多く、次いで「子夫婦と同一世帯」が20%、「夫婦二人世帯」が20%となっている。

#### 〈虐待への対応策〉

虐待事例への市町の対応は、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離」が30%となっている。

分離を行った事例では、「契約による介護サービス利用」が26%で、次いで「やむを得ない事由による措置(※)」が23%となっている。

分離をしていない事例では、「養護者に対する助言・指導」が31%で最も多く、「ケアプランの見直し」が23%、「見守りの実施」が22%となっている。

※「やむを得ない事由による措置」とは、老人福祉法の規定に基づき市町村の権限で行う特別養護老人ホーム等への入所措置をいう。